**ＮＰＯ法人からの組織変更について**

**常藤　菜子　埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課**

（P.1）

NPO法人から労働者協同組合への組織変更について説明させていただきます。

私は埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課の常藤と申します。

今年度より労働者協同組合の担当になりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

(P.2)

まず初めに、NPO法人から労働者協同組合へ組織変更を検討されている皆様に注意事項がございます。

令和４年１０月１日に施行された労働者協同組合法では、法施行の際に現存する企業組合又はNPO法人は、法施工日から起算して３年以内にその組織を変更し、労働者協同組合になることができると定められています。

その為、その期限が令和７年９月３０日となっており、期限が迫っている状況です。

組織変更の手続きは、官報への公告など２～３か月程度を要するのが一般的であることから、変更を検討されている場合は、早めに準備をお願いいたします。

(P.3）

それでは、NPO法人から組織変更するための方法について、詳しく説明させていただきます。まず、NPO法人から組織変更する労働者協同組合については、いくつかの特例がございます。

１つ目は、この法律の施行の際現に存(そん）する企業組合又はNPO法人は、施工後３年以内に、総会の議決により、その組織を変更し、組合になることができる。

こちらは、先程説明したとおり、令和７年９月３０日までであれば、組織変更が可能という内容です。

２つ目は、NPO法人は、組織変更をするには、組織変更計画を作成して、社員総会の議決により、その承認を受けなければならない。

３つ目は、NPO法人は、組織変更後に組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することにつき、行政庁の確認を受けることができる。

(P.4)

具体的には、剰余金のうち組織変更時の財産額に係るものについては、特定非営利活動に係る事業に該当する旨の行政庁の確認を受けた事業（附則第２０条）によって生じた損失の補填に充てる場合のほか、使用してはならない。（附則第２１条）

また毎事業年度終了後、労働者協同組合は組織変更時財産の使用状況を行政庁に報告しなければなりません。

さらに、解散した組合の残余財産のうち組織変更時財産の残額に相当するものは、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するという特例がございます。

次に、組織変更に係る事務手続きとスケジュールについて、説明させていただきます。

(P.5)

まず、NPO法人から組織変更を行う際の手順についてご説明いたします。

ダウンロードして頂きました資料の「別紙１」も併せてご確認ください。

**​**(1)組織変更計画の作成を行います。  
組織変更計画には、組織変更後組合の事業、名称及び事務所所在地，理事・監事の氏名、

組織変更するNPO法人の社員が組織変更に際して取得する組織変更後組合の出資の口数、又はその口数の算定方法、組織変更の効力発生日などを記載します。

総会の2週間前までに招集通知を行い、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を合わせて通知します。

(2)社員総会の開催  
組織変更計画について、総会の議決により承認を受けます。

議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の４分の３以上の賛成を条件としています。  
​定款には組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定める必要があります。

(3)組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続き  
​議決の日から2週間以内に、組織変更の議決の内容及び貸借（たいしゃく）対照表を公告します。  
​組織変更する旨及び一定期間内に債権者が異議の申立てを行うことができる旨を官報へ公告し、知れている債権者に催告します。

※官報公告については、広告を申し込んでから掲載まで１～２週間程度を要します。  
債権者から異議があった場合、弁済等を行います。

★組織変更をするNPO法人は、効力発生日に組合となりますが、③の手続きが終了していない場合には、組織変更の効果は生じません。

(4)「組織変更後組合」の出資の払込み  
​組織変更するNPO法人の社員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後組合の出資の割当てを受けます。

その為、遅滞なく組合員に第１回の払込みをしてもらいます。

(5)組織変更の登記（解散登記＋設立登記）  
NPO法人は、効力発生日に労働者協同組合となります。  
​効力発生日から2週間以内に、法務局にNPO法人の組織変更登記（NPO法人の解散登記、組織変更後組合の設立登記）の申請をします。

その後、一定期間を経て登記事項証明書が発行されます。

(6)組織変更の行政庁への届出

５で発行されました登記事項証明書とその他添付書類を添えて、県に届出をしていただきます。  
​埼玉県を所轄庁とするNPO法人は、「共助社会づくり課」にさいたま市を所轄庁とする法人は、「さいたま市市民生活部市民協働推進課」に遅滞なく組織変更の届出を行います。  
労働者協同組合を管轄する当課「雇用・人材戦略課」対しては、効力発生日から２週間以内に、組織変更の届出を行います。

(7)組織変更時財産額の確定

組織変更の登記をしてから３か月以内に算定日（すなわち効力発生日の前日）における額を県に提出する必要があります。

また、毎事業年度終了後、通常総会の終了の日から２週間以内に、組合組織変更時財産額に係る使用状況を県に報告しなければなりません。

財産の流れについては、次のページにて詳しく説明させていただきます。

(P.6)

次に、NPO法人からの組織変更する際の財産の流れについて説明いたします。

NPO法人時代に築いた残余財産は「組織変更時財産額」と呼ばれ、労働者協同組合に移行することになります。

ただし、土地又は土地の上に存する権利、有価証券等を有する法人の場合、これらを時価で再評価し、算定日の帳簿価額を超える部分を加算することという条文がある為、残余財産とイコールではありません。

NPO法人時代から保有する財産（組織変更時財産）は、組織変更後も引継ぎは可能ですが、いくつか制限があります。

①構成員への分配はできない　②県で確認を受けた事業で発生した損失の補填にしか使用できない

それでは、どんな手順を踏めば「組織変更時財産」が引き継げるのか説明いたします。

まず、前のスライドで述べたように、社員総会時に定款に組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定める必要があります。

「社員総会承認時の組織変更時財産額」は、社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度の末日を算定日とみなして計算します。

そのため、社員総会開催までにあらかじめ組織変更時財産額の計算をしておく必要があります。

そして、効力発生日の前日で「組織変更時財産」が確定いたします。

「社員総会承認時の組織変更時財産額」はあくまで仮のものと言えますから、効力発生日前日に組織変更時財産額が確定したら、組織変更の登記をした日から３か月以内に埼玉県に報告する必要があります。

報告には、指定の様式がありますので、県HPをご確認ください。

また、年度終了後、通常総会終了後２週間以内に、組織変更時財産額に係る使用状況の報告を県に行う必要がございます。

(P.7)

次に、「組織変更時財産」には、制限があるとお伝えしましたが、その「組織変更時財産」を使用するための制限についてお話いたします。

ダウンロードして頂きました「別紙２」も併せてご確認ください。

（１）組織変更時財産を使用するには、県の確認が必要となります。

原則、剰余金のうち組織変更時財産額は、使用することができませんが、特定非営利活動　　　に係る事業に該当する旨の県の確認を受けた場合は、当該事業によって生じた損失の補填に充てることができます。

確認の時期に関しては、組織変更の前後に確認を受けることが可能です。

この確認は、組織変更に係るＮＰＯ法人の定款と組織変更後組合の定款を比べて行います。

（２）確認後は、事業の区分経理が必要です

確認に係る事業以外の事業に関する会計は、確認に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

（３）毎事業年度終了後、組織変更時財産額の使用状況を報告する必要があります（法附則第２３条）

確認を受けた組織変更後組合は、毎事業年度終了後、県に対し組織変更時財産額に係る使用状況を報告しなければなりません。報告の時期は、毎事業年度終了後、通常総会の終了から２週間以内とされています。

（４）解散後は、特定残余財産の帰属のための手続きが必要です（法附則第２４条）

解散した組織変更後組合の特定残余財産（※）は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、県に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。

(P.8)

主な届出・申請に関しての提出書類は、県HPに記載しておりますので、ご確認お願いいたします。

また、設立・運営する際の各種手続きに関しては、厚生労働省HPに掲載されております、「労働者協同組合法に係る手引き」を参考にしていただければと思います。

その他、手続きに関してご不明な点がある際は、お気軽に当課「雇用・人材戦略課　働き方改革推進担当」へご連絡いただければと思います。

(P.9)

また、今年の国事業に関してご紹介させていただきます。

７月２３日（水）14:00～16:００オンラインにて「地域課題を解決する新たな選択肢」をテーマに市町村セミナーが開催されます。

事前予約制となっており、定員数も決まっておりますので、ご興味のある方はお早めにお申し込みください。

また、その後も複数のセミナーが開催予定となっておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、私からの講義はこれで終わりとなります。

ご清聴ありがとうございました